

燃料電池自動車等の車両法一元化に係るQ & A

問1 燃料電池自動車等の車両法一元化の対象の範囲は。

(答)

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、圧縮水素（CHG）、圧縮天然ガス（CNG）又は液化天然ガス（LNG）を燃料とするものに備えるガス容器及びガス容器附属品。

問2 指定自動車整備事業者において、今回対象となる高圧ガスの燃料装置を備える自動車のガス容器等の再試験を実施できる検査設備について、事業場に常時備えていなくても良いか。

(答)

指定自動車整備事業者において、高圧ガスの燃料装置を備える自動車のガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施する場合にあつては保安基準に定める、試験に必要な設備としてガス検知器等を用いて実施する必要がある。

しかし、当該設備を指定自動車整備事業者の自動車の検査の設備の基準に定めることは過度な規制となることから、必ずしも事業場で備えなければならないこととはせず、他の事業場又は他の事業者から借りて使用することができることとしている。なお、借用先の距離や時間の制約は設けていない。

問3 ガス容器等の再試験に必要な検査設備の届出は必要か。

(答)

自動車の検査の設備の基準に定めていないことから届出は不要である。

問4 指定自動車整備事業者として、ガス容器等の再試験を実施した場合にこれまでと取扱いがどのように変わるのか。

(答)

これまで容器再試験については、高圧法体系であったことから外注により他の事業場で実施した結果を活用することができたが、今回の車両法に一元化される改正に伴い、指定自動車整備事業として実施する場合には、容器再試験を含め、すべての検査を自ら行わなければならないことになる。

なお、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用して判定することができることとしている。

問5 指定自動車整備事業として実施する場合、ガス容器及びガス容器附属品の修理については、これまでどおり他の事業者へ委託（外注）しても良いか。

（答）

委託（外注）しても良い。なお、点検・検査については、委託（外注）はできない。

問6 施行日以降、車検満了日より先に容器再検査有効期限を迎える車両が少なからず存在するものと想定していますが、当該車両のガス容器等の再試験はいつ実施すればよいか。

（答）

車検満了日前までの継続検査時に実施すればよい。

問7 自動車特定整備事業者が行う場合と指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合は証明書を2部、指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行う場合は1部をなぜ交付しなければならないか

（答）

これまでの容器再検査と同等の期間での取扱いを行う場合、1年車検のものについてはその都度容器再試験を実施すると過度な負担になることから最初に行った容器再試験の試験結果を活用して審査を行うため、指定自動車整備事業以外では2部を、指定自動車整備事業では1部を交付することとしている。

なお、2年車検のものについては、必ずしも交付する必要性はないが、業界要望を受け、取扱いが煩雑にならないよう、すべて交付することとしている。

問8 容器再試験の取扱いについて、ケースの例示をお願いしたい。

（答）

ケース1：A指定工場で容器再試験を実施し、1年後の車検もA指定工場に入庫した場合

→有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、容器再試験は不要

ケース2：A指定工場で容器再試験を実施し、1年後の車検をB指定工場に入庫した場合

→B指定工場において、指定整備で実施する場合には、再度、容器再試験を実施。A指定工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

ケース3：A指定工場で容器再試験を実施し、1年後の車検をC認証工場に入庫した場合

→A指定工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

ケース4：C認証工場で容器再試験を実施し、1年後の車検をD認証工場に入庫した場合

→C 認証工場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書の提出があれば、持込検査で活用することで容器再試験は不要

問9 「再試験を実施した日の1年1か月後の日」とは、日付は同日になるのか、1日前になるのか。

(答)

日付は、基本的に同日となる。なお、同日とならない場合は末日としている。

例)

ケース1：1日に実施した場合、1年1か月後の1日となる。

ケース2：31日に実施した場合、1年1か月後の末日が30日であれば、30日となる。

ケース3：末日が30日である月に実施した場合、1年1か月後の末日が31日であったとしても、30日となる。

ケース4：1年1か月後が閏年である1月29～31日に実施した場合は、2月29日となる。

ケース5：閏年である2月29日に実施した場合は、3月29日となる。